

訪問看護サービス契約書

介護保険(訪問看護・介護予防訪問看護)・医療保険共通

____様(以下「利用者」と略します)と、株式会社kainalu(以下「事業者」と略します)は、事業者が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

第1条 (契約の目的)

(1) 事業者は、介護保険法・健康保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者の療養生活の支援と 診療の補助を行い、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことがで きるよう、対象となる訪問看護サービスを提供します。

(2) それぞれのサービス内容の詳細は、別紙に記載のとおりです。

第2条 (契約期間)

(1) この契約の契約期間は、 年 月 日から利用者の契約終了の申し出があるまでと します。

(2) 介護保険適用の場合は、契約期間を利用者の要介護・要支援認定有効期限の満了とし、その満了日が 更新された場合には、利用者から契約終了の申し出がない限り、変更後の要介護・要支援認定有効期 間満了日まで自動更新されるものとします。要介護・要支援認定で非該当となり、医療保険での訪問 看護サービスを引き続き利用する場合には契約は継続されます。

第3条 (個別サービス計画の作成等)

(1) 事業者は、主治医の指示書、利用者の日常生活の状況及びその意思を踏まえ、利用者のサービスの目 標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した「訪問看護計画書」等を作成し、これ に従って計画的に サービスを提供します。

(2) 事業者は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合は、速やかに「訪問看護計画 書」等の変更等の対応を行います。

第4条 (主治医との関係)

(1) 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けとります。

(2) 事業者は、主治医に「訪問看護計画書」及び「訪問看護報告書」を提出し、主治医との密接な連携を 図ります。

第5条 (サービス提供の記録等)

(1) 事業者は、利用者に対してサービスを提供する際には、当該サービスの提供日、内容及びその他の必 要事項を、所定の書面に記載します。

(2) 事業者はサービスの提供に関する「訪問看護記録」等の記録を整備し、サービス終了日から5年間保存 します。

(3) 利用者は、事業者に対し、いつでも第1項、第2項に規定する書面、その他のサービスの提供に関する 記録の閲覧、謄写を求めることができます。ただし、謄写に関しては、事業者は利用者に対して、実 費相当額を請求するものとします。

第6条 (利用者負担金及びその滞納)

(1) 該当サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに別紙に記載するとおりとします。ただし、契 約有効期間中に健康保険等の関係法令の改正により利用者負担金の改正が必要となった場合には、改 定後の金額を適用するものとします。この場合は、事業者は法令改正後速やかに利用者に対し改定の 施行時期及び改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。

(2) 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を2ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1 ヶ月以上の相当な期間を定めてその支払いを催告し、期間満了までに支払わない時に限り文書により 契約を解除することができます。

第7条（利用者の解約等）

（1）利用者は、7日以上予告期間を設ける事により、事業者に対していつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解除されます。 事が
利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合、その他この契約に違反した場合には 直ちにこの契約を解除することができます。

第8条（事業者の解除）

（1）事業者は、利用者、ご家族並びにその関係者の著しい不信行為によりこの契約を継続する事が困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付する事により、この契約を解除することができます
この場合、事業者は、利用者の主治医また介護保険利用時は居宅支援事業者にも連絡協議し、利用者 に不利益が生じないように必要な措置をとります。

第9条（契約の終了）

（1）利用者が介護保険施設への入所や病院への入院等により、概ね相当期間以上にわたり、この契約が目的とするサービスが提供できなくなった場合には、この契約が終了するものとします。この場合には 事業者は速やかに利用者に通知します。

第10条（事故時の対応等）

（1）事業者は、サービスの提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や利用者への 家族に連絡し、その他適切な措置を迅速に行います。
（2）事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を 賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

第11条（秘密保持）

（1）事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
（2）事業者は、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には、但し、市町村の実施する保険福祉サービスの連携をするにあたり、その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができ るものとします。

第12条（苦情対応）

（1）事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
（2）事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

第13条（契約外条項等）

（1）この契約及び介護保険法または健康保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。
（2）この契約書は、上記法令に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。